

山梨労働局

平成28年度 年末年始無災害運動

実施期間

平成28年

12/1

平成29年

1/31

標語

『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』

趣旨

山梨県内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、平成28年10月末日現在、前年同期に比べ約4%減少しており、死亡者数についても8名と、前年同期の11名を下回っているものの、年末年始に向け、更なる労働災害防止対策及び労働者の心の健康づくりへの取組が必要となっています。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高め、経営トップの強い決意の下で安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底をすることが必要です。

とりわけ年末年始は、慌ただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等の非定常作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増すことから、各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段にも増して重要となります。

これらを踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に」を標語として展開します。

事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) 交通労働災害防止対策の推進（交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守）
- (5) 転倒災害防止対策の徹底（STOP! 転倒災害プロジェクトの推進）
- (6) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (7) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (11) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (12) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (13) 腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



【主唱者】 山梨労働局、甲府・都留・鰐沢労働基準監督署

【推進団体】 (一社)山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会

建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(一社)日本ボイラ協会山梨支部

(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会

(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部

【協力機関】 国土交通省甲府河川国道事務所、国土交通省富士川砂防事務所、国土交通省関東運輸局山梨運輸支局

林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所、山梨県

【後援団体】 日本労働組合総連合会山梨県連合会、山梨県経営者協会

〈詳しい実施要領については、山梨労働局ホームページ「年末年始無災害運動」を検索してご覧ください。〉

年末年始は非定常作業を安全最優先で実施しましょう！



トップ自ら安全衛生パトロール

経営トップ自らが、安全衛生パトロールを行い、職場を直接点検とともに、作業者との対話の中から多くの体験や情報によって、職場の安全衛生上の問題点を把握し、解決につなげましょう。



組織的な安全衛生活動への取組

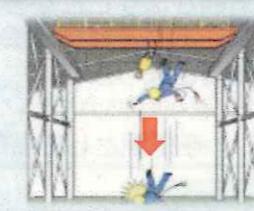
年末年始に行う設備の点検等の作業は、事前に計画できるものが多く、各部門担当者や協力会社等の関係者による作業計画を作成し、その作業方法に基づき、リスクアセスメントを実施して、リスク低減措置、残留リスク対応の情報共有、周知徹底を組織的に展開させましょう。



非定常作業で発生しやすい災害



はさまれ・
巻き込まれ災害



墜落災害



転倒災害



腰痛
(無理な姿勢)

年末年始には、設備の点検整備、清掃等のメンテナンスや設備の停止・立ち上げ等の非定常作業が多くなり、反復・継続して行われることが少ないとから、災害発生率が高くなります。各作業に応じたリスクアセスメント、KY活動等を確実に行い、労働災害を防止しましょう。

職場におけるメンタルヘルス対策、化学物質対策への確実な取組

★「ストレスチェック制度」

ストレスに関する質問票に労働者が記入し、集計・分析することで、自分のストレスの状態を調べる検査です。労働者50人以上の事業所では、平成27年12月から、毎年1回、この検査の全ての労働者への実施が義務付けられました。

- 検索 → ●ストレスチェック制度の概要-厚生労働省 ●ストレスチェック制度導入マニュアル-厚生労働省
●ストレスチェックの実施プログラムについて-厚生労働省

★「化学物質のリスクアセスメント実施義務化」(平成28年6月1日施行)

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について、事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。対象事業場は業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取り扱いを行う全ての事業場が対象です。

- 検索 → ●労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう-厚生労働省

インフルエンザ対策の徹底

日頃からバランス良く栄養をとり、規則正しい生活に心がけましょう。



指先、指間、親指周りが汚れが発生しやすいため、石けん等を使用して15秒以上、しっかり洗って接触感染を防止しましょう。

咳をして症状のある人には2m以内に近づかないこと。外出時にはマスクを着用し、不用不急な外出はなるべく控えましょう。

年末年始の交通事故対策の徹底

年末年始は何かとあわただしく、疲労の蓄積や集中力の欠如から、不安全な運転となりがちです。

また、積雪や凍結等により交通事故が多発します。社内ミーティング等で安全運転について話し合い、交通労働災害防止に努めましょう。



死亡交通労働災害が多発しています。!